

予算決算委員会産業建設分科会会議記録  
(補正予算審査)

1. 日 時	令和2年8月6日 11時45分開会 令和2年8月6日 14時39分閉会
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	吉田知代座長、栗山泰三副座長、 丹後政俊委員、園田依子委員、大西基雄委員、森本富夫委員
9. 会議に付した事件	議案第58号 令和2年度丹波篠山市一般会計補正予算(7号) 議案第60号 令和2年度丹波篠山市水道事業会計補正予算(第3号)

10. 議事の経過	
開会	11:45
<b>【分科会】</b>	
吉田座長	開会宣告
吉田座長	あいさつ
<b>■日程第2 議案第60号 令和2年度丹波篠山市水道事業会計補正予算(第3号)</b>	
<b>上下水道部</b>	
<b>【主な説明】</b>	
	上下水道部より補正予算書に基づき説明
<b>【主な質疑】</b>	
森本委員	全家庭に良い施策を行っていただけることを非常に感謝したいと思います。公共施設を除く全ての水道使用者約1万8600件の内、基本料金の範囲内の家庭数はどのくらいあるのでしょうか。
上下水道部	過去のデータですが、使用者全体の約40%が基本料金以下になります。
栗山副委員長	減免の対象料金は、水道料金の基本料金全額となり市民の皆さんも6カ月間は、負担が軽減され助かっていると思います。水道料金が県下で一番高い本市ですので、人口増につなげるために水道料金の今後の施策として、1カ月1千万円でも減額するなど市民のために何とか努力はできるものかどうか、今後の水道料金に対する考え方があれば聞かせていただきたいと思います。

上下水道部 今現在1カ月の水道料金収入は、超過料金も含めまして約1億円でございます。そのうち、基本料金が約4千万円で、それを3千万円にできないかというご提案でございますが、現時点で約2億円の黒字が仮に毎月1千万下げることによって、将来どうなるかということを考えてみますと、基本料金を下げるとするのは難しい状況でございます。今後人口が増え、給水収益が上がり、企業債の償還が少なくなった時点で将来を見越していく必要があると考えております。

■日程第1 議案第58号 令和2年度丹波篠山市一般会計補正予算（第7号）

観光交流部

【主な説明】

観光交流部長より補正予算書に基づき説明

【主な質疑】

栗山副委員長 観光客おもてなし事業に関し、丹波篠山「オンラインショップ巡り」補助金の件ですが、参加する店舗は観光協会に申し込むということですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から本市に來られない客を対象に実施されると考えていますが、店舗を構えていない農家の方の参加登録はどのように行えばいいのでしょうか。

観光交流部 今回の参加店舗については、既にネット販売をされている方、そしてこれからネットを始めるというような方を対象とさせていただいております。ネット販売のスキームを一般の農家の方は御存じない方もいらっしゃると思いますので、事務局の観光協会で支援してもらえるように考えていきたい。

栗山委員 既にホームページを作成されている店舗は、ある程度スムーズにできるかと思いますが、店頭で販売されていた方は、これからホームページを立ち上げという段階までになるのでフォローアップ出来たらいいかなと思いますので支援のお願いをしたい。それともう一つですが、件数はどれくらいを予定されているのでしょうか。

観光交流部 クーポンの単価は500円としております。店舗につきましては、100店舗を予定しております。利用者が1日100人×期間としまして、およそ10日間でトータル5千万円の経費を計上しています。

園田議員 商工振興費に関し、中小事業者経営支援金の中で、市内1,914事業所ある中で、50%売り上げ減となっている事業所が4割を超え、残り約6割が50%に達しておらずその数が1,125事業所であるという説明があったかと思いますが、詳しくもう一度説明をお願いし

観光交流部	ます。
観光交流部	<p>中小事業者の経営支援金の数の根拠ですけども、以前の経済センサスの調査で1,914事業所ございまして、その内法人が約38%、個人62%。今現在、セーフティーネットの申請を受け付けておりますが、50%未満収入減となっている申請事業者が58.8%という係数を掛けて出ました数字が、法人427事業所、個人で698事業所として算出をさせていただいています。</p>
園田委員	<p>市で1,125事業所を算出していただく中で、この10万円の給付金を受けてもらうには、申請が必要かと思いますが周知方法はどのように考えているのですか。</p>
観光交流部	<p>市広報、ホームページなどで周知するとともに、商工会あるいは観光協会を通して、このような制度を立ち上げましたということを徹底して周知していきたいと考えております。1月から12月までの期間で前年度の同月50%以上収入減に該当すれば、国の制度の持続化給付金が受けられますので、恐らくぎりぎりまで待たれると思いますので、周知期間は長くなり、周知徹底ができるというように考えております。</p>
園田委員	<p>申請方法はどのようになりますか。</p>
観光交流部	<p>申請については、市の商工観光課へ提出していただくという形で今考えております。</p>
園田委員	<p>対象期間は決まっているのでしょうか。</p>
観光交流部	<p>令和2年1月から12月までの間です。</p>
森本委員	<p>中小企業者経営支援金ですが、ここで挙げる中小事業者というのは、どこまで含められるのですか。</p>
観光交流部	<p>今回の支援につきましては、商工会の会員だけということではございませんので、それ以外の方にも周知を図りながら、受け付けていきたいと考えております。また、中小事業所さんがどの範囲まで該当するかというのは、中小企業庁の定義というのがございますので、製造業その他卸売業小売業サービス業というふうに分かれております。その枠の中で、該当される、例えばですとサービス業ですと、資本金の額または出資の総額を1千万円以下の会社または常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人ということで定められておりますので、そのあたりを中心に参考にしながら、受け付けていけるというふうに考えております。</p>
森本委員	<p>とてもそんな資本金のある小さな企業さんは市内にはいらっしやらないと思う。個人的な小規模な事業所、俗に言うお店でも前年度から</p>

	<p>売上げが落ちているという実績を持って相談に行っていたら対応していただけるということでよろしいでしょうか。</p>
観光交流部	<p>小さな店、事業所も含めまして必要な資料として確定申告書の写しであるとか、去年と比較できるような資料を揃えていただいて、こちらで受け付けさせていただきたいと思っております。</p>
森本委員	<p>よろしくお願いをしたいと思います。対象外だからという話をたまに聞きますので、その辺も広くカバーさせていただきたいと思っております。</p>
吉田委員長	<p>中小事業者経営支援金のことですけれども、これは持続化給付金の対象にならない方が申請できるということですが、もう持続給付金を手に行っている方も沢山おられる中で、経営がもう緊迫している方が、多く出てきているのではないかなと思います。これはスピード感が必要な事業だと思いますが、周知の方法、支援体制のスケジュールを教えてくださいませんか。</p>
観光交流部	<p>先ほど、園田委員のほうからも質問いただきましたけれども、スピード感を持って取り組んでいかなければならないというように思っております。21日に議決をいただきましたら、即周知、受付もできるような要綱の整備を、議会の承認をいただければという一文を加えながら進めていきたいなと思っております。金額的には少ないですが、できるだけ早い段階で少しでも支援ができればと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。</p>
栗山副委員長	<p>観光客おもてなし事業の「オンラインショップ」についてですが、開催期間はどのぐらい行う予定ですか。また開催月はいつを考えていますか。</p>
観光交流部	<p>今回は、味まつりに替わるイベントとして企画しておりますので、10月を予定しております。特に枝豆が膨らみ始めた頃、10月10日から予定しております。ただ、このシステムが出来たら、今後通年でこのシステムをいつでも利用できるような考え方で今計画をしています。そして終了期間につきましては、今回5千万円という予算（クーポン）の枠がございますので、予算（クーポン）がなくなり次第終了という形で考えています。</p>
栗山副委員長	<p>ジャンルの中に記載がある肉でしたら、10月までの期間設定であれば牛肉のみの取扱いにならざるを得ないのではないのでしょうか。</p>
観光交流部	<p>先程課長が申し上げたとおり今回は、味まつりに替わるものとして10月10日からを期間にしております。勿論牛肉だけでなく猪肉も考えられますが、生肉はなかなか困難であると考えますが、市内の猪肉業者も当然加盟されると思っておりますので、猪肉も販売の対象になるか</p>

	<p>と思います。ただ、おっしゃるとおり10月半ば以降の生肉は、なかなか難しいかも知れませんが、冷凍の猪肉などの販売はもちろん可能ということでご理解いただきたいと思います。</p>
栗山副委員長	<p>10月10日から始まり、10月末で終了という期間設定で行われるという考えでいいのでしょうか。</p>
観光交流部	<p>10月10日から始めさせていただき、先程課長が申し上げておりますクーポンの予算枠5千万円がなくなり次第終了ということでご理解いただきたいと思います。</p>
丹後委員	<p>「オンラインショップ」のクーポンの入手方法や利用方法の説明をお願いします。</p>
観光交流部	<p>まず、お客様がホームページに入られます。その際にクーポンコードというものがありますので、それを入手していただきます。例えば、お米を買う際に、その入手したクーポンコードを使っていただくと500円が値引きされ支払っていただくというようになります。</p>
丹後委員	<p>例えば、お米が1万円としますね。500円引いた値段の9,500円を支払うという形になるのでしょうか。</p>
観光交流部	<p>そうです。2千円以上お買い求めされた際に、クーポンを利用していただけるので500円が割引することが出来ます。</p>
大西委員	<p>このオンラインショップめぐりでクーポンを利用して、買い物をするというのですが、今既にネット販売をされている方とこれからネット販売をしようとされている方が対象ということですよ。前回の半額グルメキャンペーンの際は、人気店に偏った形になりましたが、選択するのは消費者ですが、そういう点において大きな格差が出ないかと心配をしています。その辺の心配はないのでしょうか。</p>
観光交流部	<p>半額グルメキャンペーンでは、期限をいつまでとしておりましたが、予算がなくなって大分早くに終了してしまった経緯がございますので、期間につきましては先ほど申し上げたとおり、クーポンがなくなればということで周知していこうと思っています。あとですね1店舗に集中するのではないかとご質問ですが、半額グルメキャンペーン同様に枝豆、お米に集中するのではないだろうかという想定はしています。1店舗上限いくらまでのクーポンまでというのがなかなかできない状況でございます。というのも、ポータルサイトという1つのサイトの中に、いろんな店が入っています。1つの店がもうなくなればその店舗はバツっという話になってこようかと思いますが、ポータルサイトとしてそれはいかがなものかなという議論もさせていただきました結果、1店舗ごとのクーポンの上限を持たずに、クーポンがな</p>

くなり次第終了というような形のスキームにさせていただいたのが現状です。

大西委員

半額グルメキャンペーンの時と同様に、事業所を助けるという点と、黒枝豆の販売がスムーズにできるようにというお考えのもとでの事業かと思いますが、それはそれで素晴らしいと思いますが、少し懸念するのは、余り格差が出ないようにして欲しいという強い思いもあります。農家の話が最初出ましたが、普通の農家ではなかなかネット販売はされにくいと思います。道路脇で販売されるのが、一般的と思いますがそのような形で販売されている方に対して、この事業をたちあげようと企画する際に意向等は確認されたのですか。

観光交流部

このオンラインショップめぐりのスキームで考えていたのは、いわゆる事業所、小売店を対象に、味まつりで来訪してもらえないお客さんに、バーチャルの世界の中で買い物してもらおうということで考えてきました。道路脇で枝豆を売られている農業者でも、サイトが運営できるのであれば参加をしていただければと思います。市全体で対策を考えることであり、観光交流部はネット販売を、農都創造部では、特産物の販売促進を進めるため農家が秋の特産物を送られる際の郵送料を補助しようというスキームを持っております。二本立てで、農業者、商業者に対しての支援というスキームで考えております。

大西委員

限られた予算であるため、不公平のないように進めていただけたらという思いだけです。

森本委員

設定内容は、2千円以上の購入で500円のクーポンを利用でき、1店舗1人1回までと書いてありますが、例えばA店で2千円以上購入して500円クーポンを利用したら、次回はその店舗で購入しようとする際はクーポンが利用できないとなるはずですが、自動的にうまく仕組みが出来るのですか。

観光交流部

1店舗1人1回クーポン利用可能という説明をさせていただいたのですが、ポータルサイトの中にいろんな店が登録されていますので、他店舗で商品を買われる際には、2千円以上の購入で500円のクーポンを利用することが出来ます。1人が1回しか使えないということではなくて、店では1回しか使えませんが、他店では条件に合致すればまたクーポンを使えるという考え方でございます。

森本委員

店舗めぐりをしてくださいという事ですね。購入品が変わっても、同一店舗では2回利用できないという事ですね。今後もオンラインショップは、観光協会に委託をされるという説明をいただいたのですが、毎年5千万円のクーポン代金を市が支援をしていくということではな

く、例えば参加料や、幾らかの販売手数料を取りながら観光協会に運営していただく。観光協会ですまくその辺を調整していただいて、自主運営的なオンラインショップを目指していただかないと、毎年5千万円と永久的に出し続け、市の支援がなければオンラインショップは運営できないということではないように、将来の方向性、位置づけを今からしっかりと考えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

観光交流部

今回は初めての試みですので、こういった味まつりの企画もあわせてのクーポン配布という形で考えておりますけれども、今後ネット販売は増加するであろうという見込みもしております。その中で、参加店から、登録料のようなものを事務局である観光協会が徴収し、運営費に充てていただくというのは大事だと思っておりますので、大きな視野で早目から検討していきたいと考えています。

吉田委員長

オンラインショップ補助金の件ですが、こちらはこの10月10日から約10日間というスケジュールだとお伺いしたのですが、店舗の募集など方法や、農都創造部所の丹波篠山特産物生産推進補助金との併用は可能なのでしょうか。

観光交流部

まず募集につきましては、これもスピードが求められるということをご認識しております。議決をいただきましたら早急に募集をかけていくというようなことで進めていきたいと思っております。ポータルサイトでの登録事務にかかる時間がかかなり必要になってまいりますので、10月10日からスタートできるように全力を挙げて、スピーディーに行いたいと思っております。それとあわせて商工会、観光協会の会員さんへの周知、ホームページの周知もあわせて努めていきたいと考えています。又、市広報誌については、21日に議決をいただける予定として8月20日配布の広報誌にて、今回のコロナ助成の一覧に掲載し、周知しています。

観光交流部

もう1点目の特産物生産推進補助金との併用ですが、事業者さんがポータルサイトもするし、直で販売するという場合であればそれはもちろん併用は可能かというふうに考えております。

大西委員

商工振興施設管理費に関し、サーマルカメラについて詳細な説明をお願いしたいと思います。

観光交流部

施設の入り口とか、多人数が集まるような会議室に、そのカメラを設置しましたら、例えばマスクをしてない方、体温が異常だというように判断した場合に、音声で体温異常とかいうように、表示をします。それに基づいて、検温を行い異常が認められれば、退出を促すその初

歩的なチェック機能を果たすものです。

大西委員

まずその第1段階で、その施設に来られた方が、発熱されているかどうかやマスクをしていない方を発見する特性を持ったカメラであり、そして施設管理者に、声で通知をするという事ですか。

観光交流部

カメラとモニターが連動しておりまして、もちろんそのカメラで体温異常というような言葉で発しますし、管理者もモニターから、ブザーが鳴りますので、ブザーと音声等で異常を発見、管理できるものです。

## ■日程第1 議案第58号 令和2年度丹波篠山市一般会計補正予算（第7号）

農都創造部

### 【主な説明】

農都創造部より補正予算書に基づき説明

### 【主な質疑】

丹後委員

幾つか、お伺いします。農業農村施設管理事業に関し、直売場新設助成金ですが、農業法人でも対象になるのでしょうか。例えばテント設営とかでも対象になるのでしょうか。

農都創造部

こちらの対象者は、農業者3戸以上で構成する組織ですので、例えば、集落営農法人でも可能となっております想定はしています。また施設の整備につきましては、新たにということなので、既存施設があるところは対象になりませんが、新たに直売の設備を作る集荷場を対象としまして、当然今のコロナ対策ということですので、コロナ対策を講じるということが要件になっています。またコロナ対策ということで、インターネットで買い物が出来るという事も対象とすることによって、遠隔地からも注文を受けて販売できるようなことも併せて支援してまいりたいと考えています。

丹後委員

特産物振興事業に関し、省力化機械導入推進事業補助金の補助率を上げるのは何か。今回の予算は、補助率のアップに使ってはいけないような基準がある等聞いたこともあります問題はないのでしょうか。申請に伴う期限、順番等はあるのでしょうか。

農都創造部

補助率アップについては、問題ありません。緊急的にコスト削減をしないといけないということで、今回、補助率をアップして、早急に体制を整えていきたいというのが事業の目的です。それから募集については、一旦皆様に要望をお聞きし、その上で需要があるかどうかということで確認をしてまいりたいと思っております。先着順ということでは



なく、日にちを切って皆様から御要望いただき審査してまいりたいというように考えています。

丹後委員

丹波篠山特産物生産推進補助金での秋の特産物送料割引助成ですがこれは、どのような流れで運営されることになるのでしょうか。

農都創造部

まず、申し込みといいますのが、市内の全農家にこの制度の内容についてご案内差し上げます。案内以降から、申し込んでいただくことは可能です。事前にどなたがこの事業に参加するかどうかを一旦把握し、その上で参加される方に対し、制度の概要、詳しい内容、必要な添付書類等があるかということを送付し、10月の通信販売に備えていただくということにしております。10月に、枝豆を販売された後に、実績報告をいただくのですが、その際の証拠書類をまた提出いただく必要があります。どこの宅配業者を利用していただいても、問題はありません。まず証拠書類として必要なのが、送付伝票。送った控えがございますので、そういった伝票の写しをいただくということで、確かに消費者に送った事を確認します。請求書を送ると、代金が振り込まれるということになりますけども、この請求の中には、商品代、送料の記載がされていると思います。そこから500円引かれて請求されている証明として必要になっておりますので、それを確認させていただいた上で、何個×500円ということで助成金を支払いするような形で進めていきたいと思っております。

丹後委員

個人の農家が個人に売った場合は、請求書のやりとりがなく現金で受け取るとかということもあり請求書は少し難しいかもしれない。だめですよ。

農都創造部

この前提といいますのが、県外自粛というふうな制限もある中で、味まつりにもいけないということで、遠隔地から何かの手段でもって、電話、あるいはファクスとかで注文が入ってくるという前提になっておりますので、基本的には現金書留で送られる場合があるかもしれませんが、何かしら請求行為があるであろうということ想定をしています。複雑ですが、その請求書に割引しているということが確認できれば、助成金をお支払いするということですので、通常どおり消費者の方から送料をいただかれ、さらにこの助成金を500円渡すとなると、両方が所得となってしまいます。そうではなく、消費者の方に負担を少なく、少しでも沢山買っていただきましょうという趣旨の制度でございます。

森本委員

秋の特産物送料割引助成は、対象者として市内に拠点のある農家、労働力支援は、対象者が認定農業者・認定新規就農者となっています

が、認定農業者は、秋の特産物送料割引助成を受けられるのでしょうか。

農都創造部 認定農業者も、量が多いと思いますが秋の特産送料割引助成の対象と考えております。

森本委員 半額グルメキャンペーン実施の際には、最初上限がなかったですね。非常に不公平だとの感もありました。農業者が送料を割引した分に対しては、12月に助成金が振り込まれるということですが、経済力のある農家ならまだしも、かなりの額を農業者が立て替えないといけないことになる。10月に農業者が発送割引分を立て替え、12月まで振込がないということは、農家負担が大きいのではないのでしょうか。労働力支援についても、一般農家でも枝豆を販売する時期には、親戚やお友達等に何人か来てもらって作業を手伝ってもらっている現状がある中、認定農業者・認定新規就農者しか認めないというのは、いかがなものかと思いますがどうお考えでしょうか。

農都創造部 まず秋の特産物割引助成ですが、市内で10月に宅配便で送られる個数というのが、特産物や他の郵送物も含めて全てで17万個と聞いております。通常月は4万から5万個ということですので、その差がこの10月に増加する特産物の郵送ということになります。その内、約半分が事業者だと聞いております。ですので、残る個数6万から7万個が農家等からの宅配物であろうと考えており、今回の予算では5万個として想定をしております。全ての農家がこの制度を利用されるかどうかわかりませんが、5万個程度の予算があれば足りるのではないかと想定をしています。労働力支援につきましては、限定して認定農業者、認定新規就農者としています。詳細は記載しておりませんが、今の制度設計として、ハローワークでの募集に応募され、雇用された方を要件といたしまして助成をしようというように考えております。

森本委員 ハローワークで募集し、採用された方ではなくても、事業所賃金の支払い証明があれば、証拠になるのではないのでしょうか。認定農業者だけに労働力支援を行おうとしていますが、認定農業者以外の農家でも秋の特産物を販売するのに人を雇用している方は沢山あります。大規模農家だけが対象となり、小規模の農家が全く対象にならないというのは、非常に矛盾しているように感じます。ハローワークでの募集、応募もどうして必要なのでしょうか。

農都創造部 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から秋の特産物販売を行う時期に集客することができないことに対する支援という面もありますが、雇用を守るというもう一つの側面からの支援も考えています。

コロナウイルス感染症の影響で失業された方等を雇用するためという形を取ろうと考えると、ハローワークでの募集、採用でという形で進めていきたいと考えています。当然、農家への支援もありますけど雇用者支援という観点から、親戚づきあいで来られてお手伝いするというのは、今回の事業を実施する想定の中では考えていません。秋の特産物送料割引助成の件ですが、一農家あたりの上限が無いという事ですが、あくまでも今回上程している事業は、消費者が購入する際の送料を軽減することで、購入しやすくするというのが今回の事業の狙いなので、人気の農業者が立て替える額が大きな額になっても、決して儲かるわけではないということをご理解をいただきたいと思います。

森本委員

労働力支援で、コロナウイルス感染症の関係で職を失った人の雇用対策でしたら、項目を別に上げればいいのではないのでしょうか。雇用支援として計上されるのであればまだ理解はできますが、労働力支援としか記載がなく今の説明はこじつけのようにしか思えません。それともう一つお伺いしたいのは、生産コストの低減・需要喚起として黒大豆の需要低下に備え生産コスト削減や需要喚起を推進するという事で早急にしないといけないという説明をいただきましたが、莢豆の脱莢機はなぜ対象機械に入っていないのでしょうか。観光交流部で予算計上しているオンラインショップでは莢豆が主流であると聞いています。莢豆にしてくくりの人が少なくなっているのが現実の中、黒大豆にするための支援しかありません。オンラインショップの先ほど説明を受けましたが、黒豆関係の全体の農業者の収入を増やしていくという事になれば、当然これからは莢豆だと思いますがいかがお考えでしょうか。

農都創造部

省力化機械等導入推進事業の黒大豆の機械支援につきましては、莢豆も脱莢機についても新たに今年から加えて40%の補助率で支援を始めました。今回、補正のタイミングで補助率を60%まであげ生産コストを削減し、農家所得を上げることを重点的にやろうとしているところですが、莢豆の脱莢機については、製造にかなり時間を要するという事で、5、6月に、注文したものがやっと秋に出来るというような状況でありますので、今回は、黒大豆に限らせていただきました。ご意見、ご指摘いただきましたので、次年度に向けて、そういった取り組みも重点的にやっていきたいと考えております。労働力支援につきましては、地域農業再生協議会の中でJA、農業者、市と議論した中で、今回予算計上しています送料支援、労働力支援が必要であるという意見をいただきました。特に労働力の支援につつまし

ては、制度を考えた際に専業農家で飲食業の需要が一気になくなって経営が落ち込んでいる事業者への支援になろうかということで、労働力支援を計上させていただきました。不平等であるというご指摘をいただきましたので、順調に経営が十分できている事業体に対しましては、新たにこういった支援が必要か否かということもございますので、できるだけそういった経営支援をしながら、支援しなくても問題がない事業体につきましては、どういった形で選別して支援していくかを検討いたします。

森本委員

莢豆の脱莢機の件ですが、注文から納品までそんなに時間がかかるというのはどこのメーカーで確認されたのでしょうか。そんな話を私は聞いたことがありません。どこのメーカーが品薄で、今から注文しても間に合いませんという報告があったのかどうかだけ確認しておきたいのですが。

農都創造部

東北のメーカーがございまして、他の補助事業でも莢豆の脱莢機を入れるのですがその中で、大体5、6月に製造するというようなことで聞いておりまして、そのように捉えておりました。他メーカーでは、あるというのは存じておりませんでした。

吉田委員長

丹波篠山特産物生産推進補助の秋の特産物送料割引助成の件ですが、新米の予約は早ければ8月末ぐらいから入る場合もあるかと思うのですが、スケジュールはどのようにお考えでしょうか。

農都創造部

21日に議決していただく予定として、8月20日配布の市広報に、今回の補正のコロナ助成の一覧の特集を組んでお示しするというのを一つ考えております。21日に議決していただくことが前提ですが、早急に農家の皆様に情報提供してまいりたいと考えています。特に集落の代表者様につきましては、こういう制度があるので、ぜひ周知いただきたいというようなことでお話を差し上げたいと考えています。大体この20日から25日にかけて村の集会がありますのでそれに合わせて、周知をいただきたいというように考えています。

栗山副委員長

労働力支援の支援先が認定農業者に限らず、一般の農家への支援も必要じゃないかという意見がでていましたが、回答がよくききとれなかったので再度説明願います。

農都創造部

先ほどご指摘いただいておりますのは、この制度の趣旨が専業、主に農業で生計を立てられている事業所が、外食の食材需要が低下することによって経営がかなり苦しくなっていくといったところで、特に枝豆時期にかなりの収益を上げられている事業所もあるので、回復いただくということを目的に認定農業者、認定新規就農者に絞っての

支援とさせていただいております。

栗山副委員長  
農都創造部

集落の組織、組合は該当するのでしょうか。

集落営農組織につきましても、認定農業者になられている集落営農組織がございますので、その組織は当然対象となります。

栗山副委員長

その時期に、例えば、毎年高速道路のサービスエリア等で枝豆を販売している集落があるのですが、買い手がなく販売に困っておられる事業者があります。送料の支援も効果的だとは思いますが、もし買い手がついた場合には、労働力も必要になってくるかと思われま。労働力支援について認定農業者に限らず柔軟な対応ができるのでしょうか。

農都創造部

先ほどからご意見、ご指摘をいただいておりますので、再度持ち帰り検討をさせていただきたいと思ひます。また、枝豆の出口の対策につきましても、送料割引助成の利用、また丹波篠山市場と調整を今行っています。神戸中央市場でも本市の枝豆の人気は高いと聞いており、市場に持って行っていただければ、競り以外のところで、神戸中央市場に送り、そこで買ってもらうような体制づくりもあわせて、農家には周知していきたいと考えています。

森本委員

特産物の割引助成について、集会等を通じて集落内には周知をしてくれというようなお話をいただきましたが、幾らかの固定のお客さんを抱えられている農家は、送料割引助成については自分の収益にならないので、利用しないという声も聴きます。あちらで買えば500円安かった、こちらで買ったら定額だった。市のホームページ等で、市内全域で500円の送料割引をやっていますとかが掲載されれば、混乱が起こるのではないかと危惧をしています。送料割引助成について手上げ方式であれば、判断は農家次第になりますが、運送会社に直接補助するなどは出来ないのでしょうか。市内で統一出来ない時の混乱が起こらないようにだけお願いをしておきたいと思ひますが。

農都創造部

今回の事業を企画する際に、当然危惧している所もございました。あくまでもこういう事業に参加するか否かについては、各農家で判断していただくこととなります。当初の計画で強制的に全ての農業者が参加できるように、宅配業者と協議する中で一律的に軽減できないか協議をしたのですが、宅配システムが全国一括管理のため、丹波篠山を限定して受け取りの段階で割引は出来ないということでしたので、農家が送る際の送料支援という形に切り替えたということです。当然参加する農家と参加しない農家で差はつきますが、今回の事業については誰でも参加できるよう門戸は開いてございます。多くの農家

の方に参加いただきますよう周知に努めていきます。

大西委員 引き続きになりますが、送料割引助成についてですが、農家ではない個人が枝豆を購入し、農家から直接親戚等へ送ってもらう場合はこの制度の対象になるのでしょうか。

農都創造部 その場合も対象になります。

大西委員 その場で、値引きをしていただけるという理解でいいのでしょうか。

農都創造部 その場でお願いされた際に、割り引かれた価格でお支払いいただいて、農家からは後日市に対して請求をいただくというシステムになります。

#### ■議員協議

議案第58号 令和2年度丹波篠山市一般会計補正予算（第7号）

議案第60号 令和2年度丹波篠山市水道事業会計補正予算（第3号）

—部長等への確認 なし—

—市長等への質問 なし—

#### ■意向確認

議案第58号 令和2年度丹波篠山市一般会計補正予算（第7号）

議案第60号 令和2年度丹波篠山市水道事業会計補正予算（第3号）

—全員賛成—

吉田座長 この結果を含め、執行部との質疑、答弁の内容について、座長報告を行いたい。報告については、座長に一任願いたい。

—異議なし—

栗山副座長 あいさつ

閉会 14：39